

保護観察における専門的処遇プログラムの効果測定のあり方

羽間京子¹⁾* 勝田 聡²⁾³⁾

¹⁾千葉大学・教育学部

²⁾法務省・保護局

³⁾千葉大学大学院・人文社会科学研究科・博士課程

How to measure the effectiveness of specialised treatment programs for offenders on probation or parole

HAZAMA Kyoko¹⁾ KATSUTA Satoshi²⁾³⁾

¹⁾Faculty of Education, Chiba University, Japan ²⁾Rehabilitation Bureau, Ministry of Justice, Japan

³⁾Graduate School of Humanities and Social Science, Chiba University, Japan: Graduate Student

日本の保護観察に、成人の性犯罪者や覚せい剤事犯者等を対象とする、認知行動療法を基礎とした専門的処遇プログラムが導入されてから、5年以上が経過した。今後3年以内に、薬物事犯者に対する刑の一部の執行猶予制度が施行されることから、薬物事犯の大半を占める覚せい剤事犯者に対する保護観察処遇の充実強化が、特に強く求められている。本稿では、より効果的な保護観察処遇のために必要な、専門的処遇プログラムの効果測定のあり方を論じることを目的とした。先行研究調査の結果、次の2点を指摘した。すなわち、1)従属変数は、再犯の有無とすべきこと、薬物事犯者の場合は再犯期間を含めることも考えられること、2)独立変数は、保護観察の専門的処遇プログラム対象者の動機づけの程度、保護観察官－保護観察対象者の関係、そして、認知行動療法プログラムとなること、である。今後の課題として、動機づけの測定方法に関する更なる議論が求められる。

More than five years have passed since specialised treatment programs based on cognitive behaviour therapy for adult sexual offenders, drug offenders, and violent offenders on probation or parole were first implemented in Japan. Improving probation and parole treatment programs for stimulant offenders is a critical need because within three years a new sentencing procedure will be introduced that will partially suspend sentences for drug offenders placing them on probation rather than keeping them confined to prison, and the majority of the drug offenders abuse stimulants. The present study considers how to measure the effectiveness of specialised treatment programs for those offenders on probation and parole. Based on a literature review, we identify and discuss two major points. 1) We should use recidivism rates of probationers and parolees as dependent variables. Regarding drug offenders, the period of recidivism can also be used as a dependent variable. 2) As independent variables, we should use motivation of probationers and parolees who attend specialised treatment programs, the relationship between probation officers and their probationers and parolees, and cognitive behaviour therapy. Thus, the present study suggests that examining proper ways to measure motivation of probationers and parolees is necessary to determine the success of the treatment programs.

キーワード：保護観察 (probation and parole) 専門的処遇プログラム (specialised treatment programs)
効果測定 (measurement of effectiveness) 覚せい剤事犯者 (stimulant offenders)
動機づけ (motivation)

1. 問題の背景と本論文の目的

日本の保護観察は、その対象となる人に、遵守事項（法定の一般遵守事項と、個々の保護観察対象者に応じて定められる特別遵守事項）によって一定の行動を義務付け、又は禁止するとともに、指導監督を行い、必要な補導援護をすることによって、その再犯・再非行を防ぎ、自立、改善更生を助ける社会内処遇である（更生保護法〔平成19年法律第88号〕第49条第1項）。保護観察の対象となるのは、少年法に規定する保護処分を受けた者^(注1)と、刑法等に規定する刑事処分を受けた者である。後者には、刑務所等の刑事施設から仮釈放が許された者（以

下、「仮釈放者」）と、裁判所において懲役、禁錮又は罰金の刑に処せられたが、刑の執行を猶予され、かつ、猶予期間中保護観察に付する旨の言渡しを受けた者（以下、「保護観察付執行猶予者」）がある^(注2)。保護観察対象者が遵守事項に違反した場合には、仮釈放取消しなどの不利益処分（以下、「不良措置」）がなされることがある。

2004年11月17日、奈良県内において、過去に児童を対象とするわいせつ事犯を繰り返して、保護観察付執行猶予と仮釈放により、二度にわたって保護観察を受けていた元保護観察対象者が、7歳の女兒を誘拐し、殺害した。このほかにも、2004年から2005年にかけて成人の保護観察対象者による重大な犯罪が散発した^(注3)。こうした重大事件を契機とした国民の批判の高まりを背景に、法務大臣は、2005年に更生保護のあり方を考える有識者会議

*連絡先著者：羽間京子

を設置した。そして、同会議の報告（2006）を踏まえ、法務省は、更生保護制度改革として、1）更生保護法の制定、2）保護観察の充実強化（後述の専門的処遇プログラムの拡大を含む）、3）保護観察の実施者である保護観察官（常勤の国家公務員）と保護司（民間篤志家で非常勤の国家公務員）との連携の円滑化、4）刑務所出所者等総合的就労支援対策等の推進、5）自立更生促進センター構想の推進、6）組織・体制面の充実強化などの施策を実施した（法務省法務総合研究所、2007）。

更生保護法は、2008年に施行された。同法制定の要点は4つあるとされている。すなわち、1）従来、更生保護の基本的な法律は、犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）と執行猶予者保護観察法（昭和29年法律第58号）の2つに分かれていたが、両法律の内容を整理統合し新たな法律とするとともに、更生保護の目的を明確化すること、2）保護観察における遵守事項について、違反したときに不良措置をとることのできる規範であることを明示し、遵守事項の内容を見直し、加えて、必要に応じて設定、変更、取消しができるものとする、3）受刑者等の円滑な社会復帰を図るため、その者の住居、就業先その他の生活環境の調整をより能動的かつ積極的に行うものとする、4）仮釈放又は仮退院の審理において犯罪被害者等から意見等を聴取する制度及び犯罪被害者等の心情等を保護観察対象者に伝える制度を導入すること、である^(註4)。

上述の保護観察における専門的処遇プログラムは、特別遵守事項によって義務付けが可能な、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇であり、具体的には、性犯罪者処遇プログラム、覚せい剤事犯者処遇プログラム、暴力防止プログラム、飲酒運転防止プログラムの4種類がある（平成20年法務省告示第219号^(註5)）。これらのうち、最初に導入されたのは性犯罪者処遇プログラムである。法務省は、上述した2004年の奈良県の女児殺害事件を契機として、2005年に性犯罪者処遇プログラム研究会を設置した。性犯罪者処遇プログラム研究会（2006）は、欧米諸国における実証研究により効果が認められている認知行動療法を基礎としたプログラムが有効であるとし、また、実証的データに基づいた科学的検討によって、プログラムの効果と限界を明らかにすることが必要であると指摘した。性犯罪者処遇プログラムの導入は、更生保護法施行前の2006年からであり、受講は遵守事項で義務付けられた。そのほかの3つの専門的処遇プログラムも、認知行動療法を基礎としたプログラムであって、覚せい剤事犯者処遇プログラムと暴力防止プログラムは2008年の更生保護法施行に伴い、また、飲酒運転防止プログラムは2010年から開始されている。全てのプログラムは、保護観察官が保護観察所において直接実施する。このうち、性犯罪者処遇プログラムが、前述の通り、最も早く導入され、一定期間経過後の再犯の有無という結果が出ていることから、法務省保護局（2012）は、我が国において初めて効果検証を実施し、受講群と非受講群の再犯率の比較を通して、同プログラムには一定の効果が認められたとしている。

2013年6月に、「刑法等の一部を改正する法律」及び

「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」（以下、「薬物法」）が成立・公布された。これらの法律により、刑事施設への初入者等を対象とする刑の一部の執行猶予制度を実施することとなり、加えて、薬物使用等の罪を犯した人（以下、「薬物事犯者」）については、累犯者であっても刑の一部の執行猶予制度を適用し、その再犯防止を図ることとなった。刑の一部の執行猶予制度が施行されると、保護観察所は、刑の一部の執行猶予制度の適用を受けた薬物事犯者の保護観察対象者には、1年から5年の期間にわたる長期間の保護観察を実施し、改善更生を図ることとなる。刑の一部の執行猶予制度と薬物法の施行は公布後3年以内と規定されており、施行を見据え、覚せい剤事犯者を含む薬物事犯者の保護観察処遇を強化する必要がある。

本稿の目的は、法務省保護局（2012）を端緒とし、積極的な研究の積み重ねが求められる、保護観察の専門的処遇プログラムの効果測定のある方を考察することにある。そのために、ここでは、効果的な保護観察処遇のある方を探求することが「喫緊の課題」（勝田・羽間、印刷中）とされる、覚せい剤事犯者に焦点を当て、まず、その動向と、保護観察における現行の覚せい剤事犯者処遇プログラムについて述べる。次に、カウンセリング／心理療法の治療的変化をもたらす要因に関する議論を整理する。さらに、我が国において、司法領域以外で近年実施されている、覚せい剤乱用者への認知行動療法による治療プログラムの効果検証研究を概観する。その上で、保護観察の専門的処遇プログラム効果測定のある方について論じていきたい。

2. 我が国における覚せい剤事犯者の動向と、保護観察における覚せい剤事犯者処遇プログラム

我が国で乱用され法規制されている薬物のうち、検挙人員が最も多いのは覚せい剤（平成24年：11,842人〔法務省法務総合研究所、2013〕）である。薬物依存症からの回復、特に覚せい剤からの離脱は、本人が自分の問題であると認識することが出発点であるのは言うまでもないが、単に意志を強くもつことで実現できるようなものではなく、再使用の危険性が常につきまとう非常に困難な道程である（羽間、2011）。実際、平成21年版犯罪白書（法務省法務総合研究所、2009）によれば、一般刑法犯検挙者総数中の再犯者の割合（41.5%）に比べ、覚せい剤取締法違反検挙人員の同一罪名による再犯者率は56.1%と非常に高い。

保護観察における覚せい剤事犯者処遇プログラムは、1）2週間に1回程度の、保護観察所への出頭、2）保護観察官による簡易尿検査の実施、3）保護観察官による、ワークシートを用いた5つのコアとなる教育課程の実施、からなる。このうち、3）のコアとなる教育課程は、同プログラム導入当初は、3つの段階からなる覚せい剤の再乱用のモデルを採用していた。具体的には、覚せい剤の再乱用は突然起こるものではなく、それ以前に準備段階があり、徐々に再使用の危険性が高まっていく中で、最終的なきっかけがあって再乱用に至るというものであった（勝田・羽間、2010）。2012年10月からは、

コアとなる教育課程を修正し、集団処遇での活用も視野に入れ、薬物使用の引き金や予兆を自覚し、対処方法を学ぶという内容になっている。そして、コアの教育課程終了後は、2012年10月以降に仮釈放の決定を受けて保護観察が開始された仮釈放者は、月1回の保護観察所への出頭により、コアの教育課程で学んだ内容の定着を図るフォローアップの教育課程の受講と尿検査が義務付けられる。保護観察付執行猶予者の場合は、フォローアップの教育課程の受講と尿検査は任意である。

3. カウンセリング／心理療法による治療的变化をもたらす要因

カウンセリング／心理療法の分野で数多くの治療モデルが提唱され、認知行動療法を含め、それぞれのモデルの治療的有効性を指摘するいくつもの研究がなされている中で、Miller, Duncan, & Hubble (1997) は、データをもとに、“様々なモデルの違いは、治療結果に、本当にたいした差をもたらさない” (p. 2) と指摘している。そして、Lambert (1992)^(註6)を踏まえながら、あらゆる治療法の中心に存在する要因は4つであり、治療的变化に寄与する順に、1) 治療外要因（クライアントと環境）、2) 治療関係要因、3) モデルと技法要因、4) 期待、希望、プラシーボ要因、だまとまとめている。第一の治療外要因とは、クライアントの“強さやリソース、苦しんできた期間、社会的援助、生活環境、その人生を織りなす偶然の出来事などの、その人の全体の基盤” (Miller et al., 1997, pp. 25-26) であり、カウンセリング／心理療法による改善に40%の寄与をするという。第二の治療関係要因は、30%の寄与率を有するとされる。特に、クライアントの治療関係への参加の質が最も重要であり、治療者とのカウンセリング／心理療法に動機づけられ、関与し、協力しているクライアントは、その経験から最も大きな利益を受ける。そして、治療へのクライアントの関与の質は、援助専門職との同盟や協調の影響を強く受け、そのとき、クライアントが感じる治療関係が大きな要因となるとされている。第三のモデルや技法要因は、カウンセリング／心理療法の影響力のうち15%の寄与であり、第四のクライアントがカウンセリング／心理療法によせる期待や変化への希望の寄与率(15%)と同じであると述べられている。

Prochaska & Norcross (2007) は、カウンセリング／心理療法の理論的な違いにかかわらず、最も一致をみた治療的要因として、1) クライアントのセラピーに対するポジティブな期待、2) 促進的な治療関係、を挙げている。そして、クライアントのポジティブな期待は、クライアントが“変化するための中心的な過程というよりも、セラピーを継続させるために必要かつ重要な要件として概念化されている” (Prochaska & Norcross, 2007 津田・山崎監訳 2010, p. 10) と述べる。

Miller & Rollnick (2013) は、カウンセリング／心理療法による変化には、クライアントの強さ、動機、リソースが不可欠であり、かつ、治療者との共同関係が必要となると指摘している。変化への動機は、クライアントにもともとあるとする。その上で、Miller & Rollnick

(2013) は、彼らが提唱し、長年、実践と考察を続けてきた Motivational Interviewing は、欠如している動機をインストールするのではなく、クライアントの中にある動機を喚起するものであると述べている (pp. 3-24)。

以上の議論を踏まえるなら、カウンセリング／心理療法の効果をもたらす最も重要な要因はクライアントの動機づけであり、治療者との関係がそれを支えると考えられることができるだろう。これらの議論は、保護観察処遇においても適用されるものである (Miller & Rollnick, 2013)。

4. 我が国における、覚せい剤乱用者を対象とした認知行動療法プログラムの効果測定研究の状況

勝田・羽間 (印刷中) は、現時点での、我が国における覚せい剤乱用者についての先行研究を調査している。それによれば、司法領域以外での、認知行動療法を基本とした治療プログラムの効果に関する先行研究としては、小林 (2013)、近藤 (2013)、松本 (2013a,b)、森田・末次・嶋根・岡坂・清重・飯塚・岩井 (2007)、成瀬 (2013) が挙げられる。森田他 (2007) は、認知行動療法プログラムの効果を、同プログラム参加者と別のプログラム参加者の自己効力感、薬物渴望感、嗜癖重症度の比較により検証しようとした。小林 (2013) は認知行動療法プログラムの効果を、同プログラム参加者と非参加者の自己効力感、動機づけ、治療継続率の比較によって検討した。近藤 (2013)、松本 (2013a, b) は、それぞれ臨床現場は異なり、また、使用した尺度に若干の違いはあるものの、認知行動療法プログラム受講者の自己効力感と動機づけを断続的に測定することで、同プログラムの効果を検証しようとした点で共通している。そして、これらの研究では、いずれも、自己効力感は自己効力感スケール (森田他, 2007)、動機づけは Stages of Change Readiness and Treatment Eagerness Scale: SOCRATES (Miller & Tonigan, 1996) による質問紙調査によって測定された (近藤 [2013] のみ、面接調査も実施)。この2つのスケールは、Prochaska, DiClemente, & Norcross (1992) が提唱した、依存行動の変化の5段階、すなわち、1) 前熟考期、2) 熟考期、3) 準備期、4) 実行期、5) 維持期を測るために使用されているものである。研究結果としては、自己効力感や動機づけが認知行動療法プログラム受講者のほうが有意に高いとするもの (森田他, 2007) と有意差が認められなかったとするもの (小林, 2013) があり、認知行動療法プログラムの受講による自己効力感や動機づけについては、上昇したとするもの (松本, 2013a) と全体的な上昇は見られなかったとするもの (松本, 2013b) があるなど、結果は一定していない。

成瀬 (2013) は、埼玉県立精神医療センター外来において実施している、認知行動療法に基づく薬物依存症再発予防プログラムについて、同プログラムへの参加者を対象に、自己効力感スケール及びSOCRATESの断続的実施とともに、断薬率を測定した。その結果、自己効力感とSOCRATES得点の上昇は認められなかったが、同プログラムを9ヵ月以上継続している人の断薬率は、参

加の継続が9ヵ月未満である人の断薬率よりも有意に高かったとしている。ただし、成瀬（2013）における断薬とは、3ヶ月間の断薬期間があれば、断薬ありと認定されるものであり、また、プログラム受講者の80%が薬物使用をしていたとされていることから、勝田・羽間（印刷中）は、この研究によって、プログラムによる断薬の効果が明らかになったとは言えないと結論づけている。

5. 考察——保護観察における専門的処遇プログラムの効果測定のあり方

5.1 何を従属変数とするべきか

第3節で述べた通り、保護観察における専門的処遇プログラムの効果をもたらす最も重要な要因は、同プログラム対象者の動機づけであり、保護観察官との関係がそれを支えると考えることができる。そして、第4節で概観したように、司法領域以外での、覚せい剤乱用者に対する認知行動療法プログラムの効果検証にかかる先行研究では、そのほとんどが、自己効力感スケール得点とSOCRATES得点を従属変数としている。保護観察の専門的処遇プログラムにおいても、同プログラム対象者の変化の状況をとらえるために、自己効力感スケールやSOCRATESなどを使用し検討することは一定の意義を有するかもしれない。また、たとえば、保護観察の専門的処遇プログラム受講者の認知の変容を定期的に測定し、処遇の参考にすることも考えられよう。

しかし、Prochaska et al.(1992)も述べるように、断薬に至る変化は直線的ではなく、失敗を繰り返してらせん状に進むものであり、勝田・羽間（印刷中）は、自己効力感スケールとSOCRATESの得点は、一時的あるいは状況依存적であって変動性が高いものである可能性を否定できないと指摘している。さらに、認知の変容については、久野（1993）が明記するように、“気づくということと、習慣として身につくということは別問題”（p. 131）であり、“認知の変容があっても、それが実行行為として現れ、習慣的行動として定着するには時間を要する（中略）。分からないから不適応なのではなく、‘分かっちゃいるけど止められない’ゆえに不適応”（p. 131）であることに留意する必要がある。久野（1993）は、認知の変容は“行動を通じて知るしかない”（p. 7）と指摘する。認知の変容も、動機づけの高まりも、行動として現れて始めて現実のものとなる。そもそも、保護観察の目的の一つは、前述の通り、その対象者の再非行・再犯の防止にある。したがって、保護観察処遇上、プログラム対象者の自己効力感や動機づけを高めること、再犯につながり得る不適切な認知の変容を図ることは極めて重要であるが、効果測定としては、従属変数に再犯の有無を含めない研究は、意味をなさないとわざと得ない。ただし、羽間（2011）やProchaska et al.(1992)が指摘するように、断薬の過程に再使用の危険性が常につきまとうことを考慮するなら、覚せい剤事犯者の場合、再犯の有無だけでなく、再犯期間の長短を従属変数に加えることは考えられるだろう。

5.2 何を独立変数とするべきか、どのように測定するか

保護観察における専門的処遇プログラムの効果測定において、何を独立変数とするべきかが、次なる課題である。これまでの議論から、Miller et al.(1997)が挙げた治療的变化に寄与する4つの要因のうち、治療文脈の内側にある3要因、つまり、治療関係要因、期待や希望要因、そして、モデルや技法要因を独立変数として考える必要があろう。具体的には、保護観察の専門的処遇プログラムにおける、保護観察官—保護観察対象者の関係、同対象者の動機づけ、そして、認知行動療法プログラムである。

問題は、以上のうち前2つの要因をどのように測定するかである。ここでは、まず、動機づけについて考察する。動機づけの程度と変化を、第4節で触れた小林（2013）などの研究同様に、SOCRATESのような質問紙で測ることは一つの方法である。しかし、保護観察は権力を背景にする処遇であることから、専門的処遇プログラム対象者の回答が、社会的望ましさの影響を受ける可能性は否定できない。動機づけの測定は、できる限り、同プログラム対象者の行動に基づくものが望ましい。その観点から言うと、たとえば、一般の外來相談機関であれば、クライアントの来所・不来所は、動機づけを測る指標となる重要な行動の一つである。しかし、保護観察では、専門的処遇プログラムの受講が遵守事項で義務付けられるため、保護観察対象者が保護観察所に来所せず、同プログラムを履行しない場合、これは不良措置の対象となりうる。したがって、来所するか否かを、保護観察対象者の動機づけの判断材料の一つとすることには限界がある。とはいえ、約束の時間と、保護観察対象者が実際に来所した時間とのずれは、同対象者の“動機づけを測るのに大切”（久野, 1993, p. 330）であり、保護観察官が、彼／彼女らの来所時間に留意することは非常に重要だと言える。さらには、前述のように、覚せい剤事犯者処遇プログラムのうち、3）のコアとなる教育課程終了後、保護観察付執行猶予者の場合は、フォローアップの教育課程の受講と尿検査は任意となっている。平日に仕事が休めないなど、物理的事項も関係はするものの、フォローアップの教育課程と尿検査を受けるために、保護観察所に任意に出頭する保護観察付執行猶予者は、そうでない人たちに比べ、動機づけはより高いと考えることができるだろう。動機づけの測定のあり方について、更なる議論が求められる。

次に、保護観察官と保護観察対象者との関係の測定はどのようにできるだろうか。関係要因の測定としては、たとえば、Barret-Lennard（1962）による5変数がある（Rogers, 1961 諸富他訳 2005）。すなわち、“クライアントが共感的に理解されたと感じる程度、治療者のクライアントに対する関心の水準ないし好感度、治療者のクライアントに対する関心の無条件性、治療者の一致ないし純粋性、治療者の自分を知られてもいい・自分を知られたいという気持ち、である”（Tuder & Merry, 2002 岡村監訳 2008, p. 32）。我が国では、田畑（1978）が関係要因を測定するスケールとして、“心理治療関係の体験目録”（pp. 95-118）を作成している。ただし、こ

うした関係要因の測定は、あくまでもクライアントがどう感じるかが焦点となる (Barret-Lennard, 1962; Miller et al., 1997)。具体的には、毎回のセッション終了時に、カウンセラーに対する知覚をクライアントに尋ねる必要があるものである。しかし、ここでも、保護観察が権力関係であるがゆえに、社会的望ましさが、同プログラム対象者の回答に影響を与える可能性がある。コアとなる教育課程の、少なくとも開始時と終了時に、担当保護観察官以外の保護観察官による面接調査を実施することも考えられるが、保護観察官の現在の業務量の多さを考慮すると、実現は困難であろう。ここで、再び、クライアントの動機づけを治療者との関係が支えるという観点を踏まえるなら、関係要因を直接測定しようとするよりも、動機づけの程度や状況をよりの確に測定することを通して、関係要因を考察していくほうが現実的かもしれない。

以上をまとめると、保護観察における専門的処遇プログラムの効果測定では、少なくとも、同プログラム対象者の動機づけの程度と、認知行動療法プログラム自体の効果を、独立変数とする必要があると言えよう。そして、適切な計画に基づいた研究の結果を通して、保護観察の専門的処遇プログラムの効果はあるか、また、処遇効果があるならば、その要因はプログラム対象者の動機づけか、認知行動療法プログラムか、あるいは両者の交互作用が認められるか、などが明らかとなろう。その結果を踏まえて、更に効果的な保護観察処遇の議論が展開されるだろう。たとえば、プログラム対象者の動機づけがより大きな要因であったなら、動機づけを支え、さらに、高めるような保護観察官のかかわりのあり方の検討が極めて重要となるのである。

注

- 1 少年法に規定する保護処分を受けた者とは、家庭裁判所において保護観察決定を受けた者と、家庭裁判所において少年院送致決定を受けた後に法務省の地方機関である地方更生保護委員会の決定によって少年院からの仮退院を許された者であり、そのほとんどが少年（未成年者、女子を含む）である。
- 2 保護観察の対象には、更生保護法に規定された4種以外に、売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条の規定により保護観察に付された婦人補導院仮退院者があるが、昭和59年から平成23年まで0件であるなど実数が少ない（平成24年に、婦人補導院からの仮退院の許可の決定がなされた者が2人あった。）ため、本論文では省略した。
- 3 2005年2月4日、愛知県内において、仮釈放中の保護観察対象者が、所在不明中に、乳児を殺害した。2005年5月11日には、青森県内及び東京都内において、保護観察付執行猶予者が、女性を連続的に自宅等に監禁し、傷害を負わせた事件が発覚した。
- 4 2007年5月29日第166回国会参議院法務委員会における法務大臣の趣旨説明（第166回国会参議院法務委員会議事録第15号）。
- 5 「更生保護法〔平成19年法律第88号〕第51条第2項第4号に規定する医学、心理学、教育学、社会学その他

の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として定めるものを告示する件。』

- 6 丹野（2013）は、Lambert（1992）について、“この総説を引用して、「治療外変化40%、共通要因30%」という結論を科学的に実証されたものとして無批判に受け入れることは問題である。”と指摘し、“心理療法の効果の要因の実証的研究として〔これらの要因を示した〕Lambert（1992）の図を無批判に引用しないことを提案したい。もし、引用する場合は、統計学的根拠のないイメージ図にすぎないことを明確にすべきである。”と言う。

付 記

本研究は、JSPS科研費24530854（研究代表者：羽間京子）の助成を受けた。

文 献

- Barret-Lennard, G.T. (1962). Dimensions of therapist response as causal factors in therapeutic change. *Psychological Monographs*, 76 (43 Whole No. 562).
- 羽間京子（2011）. 薬物事犯者 日本心理臨床学会（編）心理臨床学事典 丸善出版 pp. 432-433
- 法務省保護局（2012）. 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析 法務省保護局 Retrieved from <http://www.moj.go.jp/content/000105239.pdf> [2013年8月16日]
- 法務省法務総合研究所（2007）. 平成19年版犯罪白書——再犯者の実態と対策—— 法務省法務総合研究所
- 法務省法務総合研究所（2009）. 平成21年版犯罪白書——再犯防止施策の充実—— 法務省法務総合研究所
- 法務省法務総合研究所（2013）. 平成25年版犯罪白書——女子の犯罪・非行——グローバル化と刑事政策—— 法務省法務総合研究所
- 勝田聡・羽間京子（2010）. 薬物乱用への対応 2 保護観察所での取り組み 現代のエスプリ, 514, 121-132
- 勝田聡・羽間京子（印刷中）. 覚せい剤事犯者の処遇効果に関する研究の現状と課題 千葉大学教育学部研究紀要, 62
- 小林桜児（2013）. 専門外来における認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究 厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）「薬物依存症に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究」総合研究報告書, 11-20
- 更生保護のあり方を考える有識者会議（2006）. 「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書 更生保護制度改革の提言——安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して—— 更生保護のあり方を考える有識者会議 Retrieved from <http://www.moj.go.jp/content/000010041.pdf> [2013年8月16日]
- 久野能弘（1993）. 行動療法——医行動学講義ノート—— ミネルヴァ書房
- 近藤あゆみ（2013）. 精神保健福祉センターにおける認

- 知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究 厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）「薬物依存症に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究」総合研究報告書, 32-45
- Lambert, M.J. (1992). Implications of outcome research for psychotherapy integration. In J.C. Norcross & M.R. Goldfried (Eds.), *Handbook of psychotherapy integration*, pp. 94-129. New York: Basic.
- 松本俊彦 (2013a). 司法関連施設における認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究 厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）「薬物依存症に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究」総合研究報告書, 60-72
- 松本俊彦 (2013b). 民間回復施設における認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究 厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）「薬物依存症に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究」総合研究報告書, 73-88
- Miller, S.D., Duncan, B.L., & Hubble, M.A. (1997). *Escape from babel: Toward a unifying language for psychotherapy practice*. New York: W.W. Norton.
- Miller, W.R & Rollnick, S. (2013). *Motivational Interviewing 3rd edition: Helping people change*. New York: Guilford.
- Miller, W.R. & Tonigan, J.S. (1996). Assessing drinkers' motivation for change: The Stage of Change Readiness and Treatment Eagerness Scale (SOCRATES). *Psychology of Addictive Behaviors*, 10, 81-89. doi: 10.1037/0893-164X.10.2.81
- 森田展彰・末次幸子・嶋根卓也・岡坂昌子・清重知子・飯塚聡・岩井喜代仁 (2007). 日本の薬物依存症者に対するマニュアル化した認知行動療法プログラムの開発とその有効性の検討 日本アルコール・薬物医学会雑誌, 42, 487-506
- 成瀬暢也 (2013). 入院治療と連動した認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究 厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）「薬物依存症に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究」総合研究報告書, 21-31
- Prochaska, J.O., DiClemente, C.C., & Norcross, J.C. (1992). In search of how people change: Application to addictive behaviors. *American Psychologist*, 47, 1102-1114.
- Prochaska, J.O. & Norcross, J.C. (2007). *Systems of Psychotherapy: A Transtheoretical Analysis 6th ed.* Pacific Grove, CA: Thompson Brooks/Cole. (プロチャスカ J.O.・ノークロス J.C. 津田彰・山崎久美子 (監訳) (2010). 心理療法の諸システム——多理論統合的分析——〔第6版〕 金子書房)
- Rogers, C.R. (1961). *On becoming a person: A therapist's view of psychotherapy*. Boston: Houghton Mifflin. (ロジャーズ C.R. 諸富祥彦・末武康弘・保坂亨 (共訳) (2005). ロジャーズが語る自己実現の道 岩崎学術出版社)
- 性犯罪者処遇プログラム研究会 (2006). 性犯罪者処遇プログラム研究会報告書 Retrieved from <http://www.moj.go.jp/content/000002036.pdf> [2013年8月16日]
- 田畑治 (1978). 心理治療関係による人格適応過程の研究 風間書房
- 丹野義彦 (2013). Lambert (1992) 心理療法の効果の割合 批判 Retrieved from <http://park.itc.u-tokyo.ac.jp/tanno/lambertcritic.pdf> [2013年11月20日]
- Tuder, K., & Merry, T. (2002). *Dictionary of person-centred psychology*. London: Whurr. (チューダー K.・メリー T. 岡村達也 (監訳) (2008). ロジャーズ辞典 金剛出版)